

令和4年第4回定例会 文書質問
西の原 えみ子 議員

回 答 書

1、西新井駅東口周辺地区まちづくりについて	
質問の要旨 ①	<p>(1) 足立区は「まちづくりの基本方針」として、人と車が安全に移動できるまち、快適で緑に囲まれたまち、便利で活気あふれるまち、災害に強く安心して暮らせるまちとして西新井公園と都市計画道路補助第255号線の計画を提案している。</p> <p>しかしこの計画は立ち退きを迫られる住民にとっては「まちを壊し、住民を追い出すという事で住民の生活を否定するものである」と捉えている方々も少なくない。この方々にしてみれば財産権を奪われることにつながってしまう。区は丁寧な説明を行っているし、これからも行うというが、今月には地権者の測量説明会が行われた。西新井公園や補助第255号線として譲り受ける土地の面積を、個々の土地の所有者と立ち合いのうえ、境界を確定していくための測量だ。今後の予定としては用地測量から用地買収へと進むが、事業認可から公園は20年から30年程度の期間を見込み、補助第255号線は令和20年の完成を目指す。測量説明会の対象は地権者であり、「西新井駅東口周辺地区まちづくり協議会」のメンバーであっても情報が十分に行き届いていない。また地域住民の方々から開発の凍結を求める声もあがっており、地域住民の意見を二分する計画では、当事者だけではなく、協議会への説明と地域住民の方々への丁寧な説明会が求められるかどうか。</p>
回 答 ①	<p>協議会への説明と地域住民の方々への丁寧な説明が求められていることについてお答えします。</p> <p>足立区はこれまでに地権者以外への説明として、令和3年に西新井公園の計画見直しと補助第255号線の整備や、梅島三丁目のまちづくり構想についての説明会と丁寧な対応を心掛けてまいりました。また、まちづくり協議会には事前に情報提供し、梅島三丁目の全世帯へは「まちづくりニュース」の発行による対応も行いました。</p>

	<p>今後は、地区まちづくり計画策定のための説明会や、地区計画原案の説明会などが予定されているため、当事者も含め、協議会への説明と地域住民への丁寧な対応をこれからも続けてまいります。</p> <p>(担当所管：都市建設部 中部地区まちづくり担当課)</p>
<p>質問の要旨 ②</p>	<p>(2) この計画は、戦後の焼け野原の東京に、計画として作られた机上のプランの復活だと怒る地権者もいる。西新井公園は昭和32(1957)年に、補助第255号線は昭和41(1966)年に都市計画されたものだ。当時の原図と、現在の計画案との差異を明確に示して欲しいがどうか。その上で、都市計画した時の適合性の根拠も明確にして欲しいがどうか。</p>
<p>回 答 ②</p>	<p>次に私から西新井公園と補助第255号線の都市計画についてお答えします。</p> <p>西新井公園については、都市公園法に基づく運動公園として必要な面積を確保し、都市計画法の手続きに則って東京都が適法に昭和32年に都市計画決定しております。</p> <p>また、補助線街路第255号線については、都市の骨格を形成し人や物の円滑な移動を担う環状7号線や日光街道などの幹線道路の補助的な役割を担うこととされ、昭和41年に東京都が都市計画決定しております。しかしながら、重複した区間で都市計画決定されているため、道路の上に公園を整備するなどの立体構造が必要とされております。このため、費用対効果にも課題があると考えております。</p> <p>西新井公園、補助第255号線ともに計画決定のまま50年以上経過しておりますので、改めて現状に合わせた都市計画変更が必要と判断しました。補助第255号線については今後とも幹線道路の補助的な役割として必要と考えております。</p> <p>また、西新井公園については、運動公園としての機能を他の公園においても確保されてきておりますので、他の公園への機能分散と合わせて西新井公園を縮小するものです。今後とも地元の方々、権利者の方々には丁寧な説明と合意形成を心がけてまちづくりを行って参ります。</p> <p>(担当所管：都市建設部 都市建設課)</p>

<p>質問の要旨 ③</p>	<p>(3) この計画は「防災」「延焼遮断帯」の形成が計画の柱になっているが、そもそもこの道路も公園計画も第3次優先整備路線にもなっていないものだ。住民にとって「すぐにやる道路や公園計画」ではないと誰もが思っていたものだ。</p> <p>さらに、平成16(2004)年に建築制限が緩和され、3階建てが建てられるようになり、道路と公園計画の土地に新築住宅が数十個も建てられている。「この新築の住宅を取り壊し立ち退けというのか…」と困惑している住民もいる。</p> <p>道路が「延焼遮断帯」として有効に働くためには相当規模の拡幅計画がなければ役割は果たせないと思うがどうか。</p> <p>さらに、耐火建築物が道路建設と共に道路周辺に出来る構想を出して欲しいがどうか。</p>
<p>回 答 ③</p>	<p>道路が延焼遮断帯として有効に働くためには相当規模の拡幅計画がなければ役割は果たせないことについてお答えします。</p> <p>最初に、当該都市計画道路は、第四次事業化計画優先整備路線に位置付いており、これに基づき事業化を進めてまいります。</p> <p>延焼遮断帯としては、都市計画道路の両側30mを防火地域に指定し、中高層建築物を誘導して道路幅員16mと両側30mの防火地域を合わせて76mの幅が必要と想定しております。</p> <p>次に、耐火建築物が道路建設とともに出来る構想を出して欲しいことについてお答えします。</p> <p>令和3年12月に当地区の「まちづくり構想」を策定し、都市計画道路沿道では中高層建築物の誘導により延焼遮断帯の形成を図ることとしました。令和5年度に予定している地区まちづくり計画の中で、具体的な建替え時のルールを示してまいります。その後、令和7年度の都市計画変更と都市計画道路の建築基準法による道路の位置付けの手続きを経て、耐火建築物の建設と道路建設を連動させて進めてまいります。</p> <p>(担当所管：都市建設部 中部まちづくり担当課)</p>

<p>質問の要旨 ④</p>	<p>(4) 人と車が安全に移動できるまちも強調しているが、この道路計画で車を梅島地域に呼び集める可能性がある。さらに、梅島駅前に大型スーパーの出店が来年度計画されており、旧日光街道の大渋滞が予想される。</p> <p>こういう状況の中で道路計画において、梅島三丁目に何カ所の信号機設置予定があるのか示して欲しいがどうか。</p>
<p>回 答 ④</p>	<p>道路計画において、梅島三丁目に設置される信号機の設置予定についてお答えします。</p> <p>今後、設計を進める段階で警察と協議し、具体的な設置場所を決定してまいります。</p> <p>(担当所管：都市建設部 中部地区まちづくり担当課)</p>

2、旧本木東小跡地問題について

質問の要旨
①

(1) 旧本木東小解体に伴う避難所再編成について、区は令和4年11月から、旧本木東小の避難所を運営していた3町会が第六中の避難所運営会議に編入し、本木西町会・本木南町会・本木一丁目町会・本木一丁目中町会・本木一丁目南町会の5町会が合同で第六中を避難所運営するとした。

住民にとって避難所の場所が変わることにより、「自分はどこへ行けばいいのか」「遠すぎるのではないか」「どこへ行っても受け入れてもらえるのか」など疑問や不安の声があがっている。この際、町会ごとに避難訓練を行い、どこに逃げれば良いかを確認すべきではないか。

また、区は「災害時、火災や建物倒壊等により、避難者の居住地から避難所までの経路に危険が生じる場合があるため、どこの避難所にも避難出来るよう避難者の避難先は限定していない。災害時はどこの避難所でも利用できる」としているが、台風19号の時、避難所がいっぱい自宅へ返された方々がいた。区は追い返すことはしないと言うが、避難所が満杯になった時はどうするのか、対応策を示すべきだがどうか。

回 答
①

きめ細やかな避難訓練などで地域住民が新たな避難先や避難ルートを確認することは重要であると認識しております。

旧本木東小学校周辺の町会・自治会では、現在策定中または既に策定されている地区防災計画がございます。今後、避難する場所が変わったことを計画に反映するとともに、区から当該町会・自治会に対し、地区防災計画を活用した避難訓練の実施を働きかけてまいります。

次に、避難所の受け入れにつきましては、避難者で教室など各居室が一杯になった場合、廊下や階段などのスペースも活用し受け入れるため、避難者を拒むことは致しません。また、真に必要な方のみ避難所に避難していただけるよう在宅避難や縁故等避難など避難所以外の避難先を考える「分散避難」や、避難所ごとの混雑状況が確認できる防災アプリのダウンロードを引き続き周知してまいります。あわせて、旧本木東小学校跡地の建物や民間施設との協定などで受け入れられる人数を少しでも増やせるよう、引き続き受入先の確保に努めてまいります。

(担当所管：危機管理部 災害対策課)

<p>質問の要旨 ②</p>	<p>(2) 避難所となる寺地小、第六中にはエレベーターがない。足の悪い高齢者や車いす利用者にとって安心して避難できるようエレベーターを設置すべきだがどうか。</p>
<p>回 答 ②</p>	<p>寺地小と第六中にエレベーターを設置する予定はございませんが、今後の改築等に合わせて設置してまいります。</p> <p>(担当所管：施設営繕部 中部地区建設課)</p>
<p>質問の要旨 ③</p>	<p>(3) 区は要支援者の個別避難計画を進めているが、それとは別に、町会に1人で避難できない方、車いす利用者などがどの位居るのか、町会とも協力してアンケートなどで調査をするべきではないか。実態を把握すると共に、地域住民の声を聞くべきだがどうか。</p>
<p>回 答 ③</p>	<p>旧本木東小学校周辺の町会・自治会で作成している地区防災計画やコミュニティタイムラインを活用した防災訓練などを通して、地域住民の声や地域の実態の把握に努めてまいります。</p> <p>(担当所管：危機管理部 災害対策課)</p>
<p>質問の要旨 ④</p>	<p>(4) 旧本木東小の跡地が特別養護老人ホームになり、第一次避難所のスペースが出来るとの説明会が行われた。その説明会では様々な要望が出され、「そのスペースは地域住民に貢献するという事で、普段は住民に使わせて欲しい。他区の事例も参考にして検討して欲しい」という要望に、区も「検討する」と答えていた。</p> <p>その後の検討は進んでいるのか、進捗状況を教えて欲しいがどうか。</p>
<p>回 答 ④</p>	<p>特別養護老人ホームの防災拠点型地域交流スペースの普段の活用方法について、その後の検討状況ですが、杉並区、練馬区、江東区の複数の施設を視察するなど、他自治体の事例を調査研究いたしました。</p> <p>現在、特別養護老人ホームの整備・運営事業者選定において、応募事業者から、地域住民にどのような貢献をするか、普段のスペースの活用方法などを提案いただき、審査を行っております。</p> <p>選定事業者の公表は、令和5年1月上旬を予定しております。</p> <p>(担当所管：福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課)</p>